

平成 27 年度

市 税 概 要





# 目 次

## I 寝屋川市の概要

1 市の概要 .....	1
2 市の沿革 .....	1
3 人口・世帯 .....	2

## II 財政

1 一般会計予算額及び決算額 .....	3
(1) 歳入 .....	3
(2) 歳出 .....	3

## III 市税総括

1 市税収入額等の推移 .....	5
2 税目別調定額及び収入額 .....	6
3 市税調定額の構成比 .....	7
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額 .....	7

## IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数 .....	8
(2) 給与に係る特別徴収義務者数 .....	9
(3) 調定額 .....	9
(4) 納税義務者1人あたり調定額 .....	9
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等 .....	10
2 法人市民税	
(1) 法人数 .....	12
(2) 平成26年度均等割号別納税義務者数 .....	12
(3) 調定額 .....	13
(4) 平成26年度業種別調定額 .....	13

## V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数 .....	14
(2) 調定額 .....	14
(3) 土地 .....	15
(4) 家屋 .....	16
(5) 償却資産 .....	17
(6) 交付金・納付金 .....	17

2 都市計画税	
(1) 納税義務者数及び調定額 .....	18
3 特別土地保有税	
(1) 一般分 .....	18
<b>VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税</b>	
1 軽自動車税	
(1) 車種別課税台数及び調定額 .....	19
2 市たばこ税	
(1) 調定額等 .....	20
3 入湯税	
(1) 調定額等 .....	20
<b>VII 地方譲与税及び府交付金等</b>	
1 地方譲与税 .....	21
2 府交付金等 .....	21
<b>VIII 徴収</b>	
1 徴収率の推移 .....	23
2 歳出還付金、還付加算金 .....	24
3 不納欠損額 .....	24
4 平成26年度口座振替（自動払込）額 .....	24
<b>IX その他</b>	
1 徴稅費の状況 .....	25
2 稅務機構及び事務分掌 .....	26
3 税務職員の年齢及び経験年数等 .....	27
4 税務職員の手当 .....	27
5 税務証明	
(1) 税務に関する各種証明書 .....	28
(2) 証明手数料収入額（税務室分のみ） .....	29
<b>※ 税率の変遷</b>	
市民税の税歴 .....	30
諸税の税歴 .....	49

# I 寝屋川市の概要

## 1 市の概要

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

### ○ 市の広さ

面 積	24.70 km <sup>2</sup>
東西	6.89 km
南北	7.22 km

## 2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変貌を遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、人口減少時代の到来、少子高齢化による人口構造の変化などにより、人口は約 24 万人で推移しています。

### 3 人口・世帯(各年1月1日現在、外国人登録を含む)

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯あたり の人口 (人)	1平方キロメートルあたり の人口密度 (人)	人口の前年 度比 (%)	平成24年を 100とした場 合の人口指 数
24年	243,007	107,682	2.26	9,826	100.2	100.0
25年	242,673	107,661	2.25	9,813	99.9	99.9
26年	241,340	107,989	2.23	9,759	99.5	99.3
27年	240,653	108,485	2.22	9,731	99.7	99.0
28年	239,108	108,862	2.20	9,680	99.4	98.4

図1 人口の推移

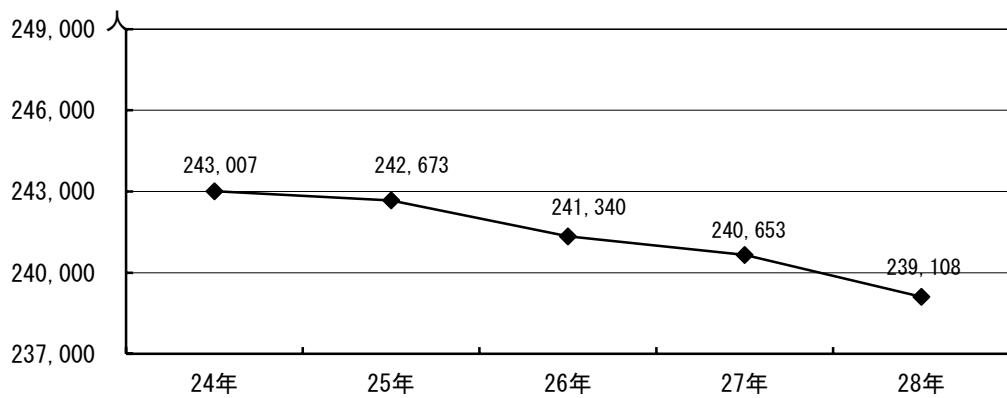
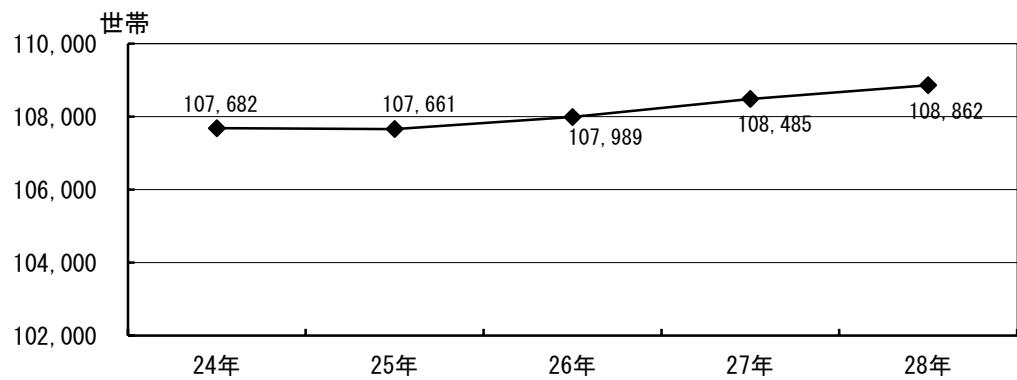


図2 世帯数の推移



## II 財政

### 1 一般会計予算額及び決算額

#### (1) 歳入

(単位 : 千円、%)

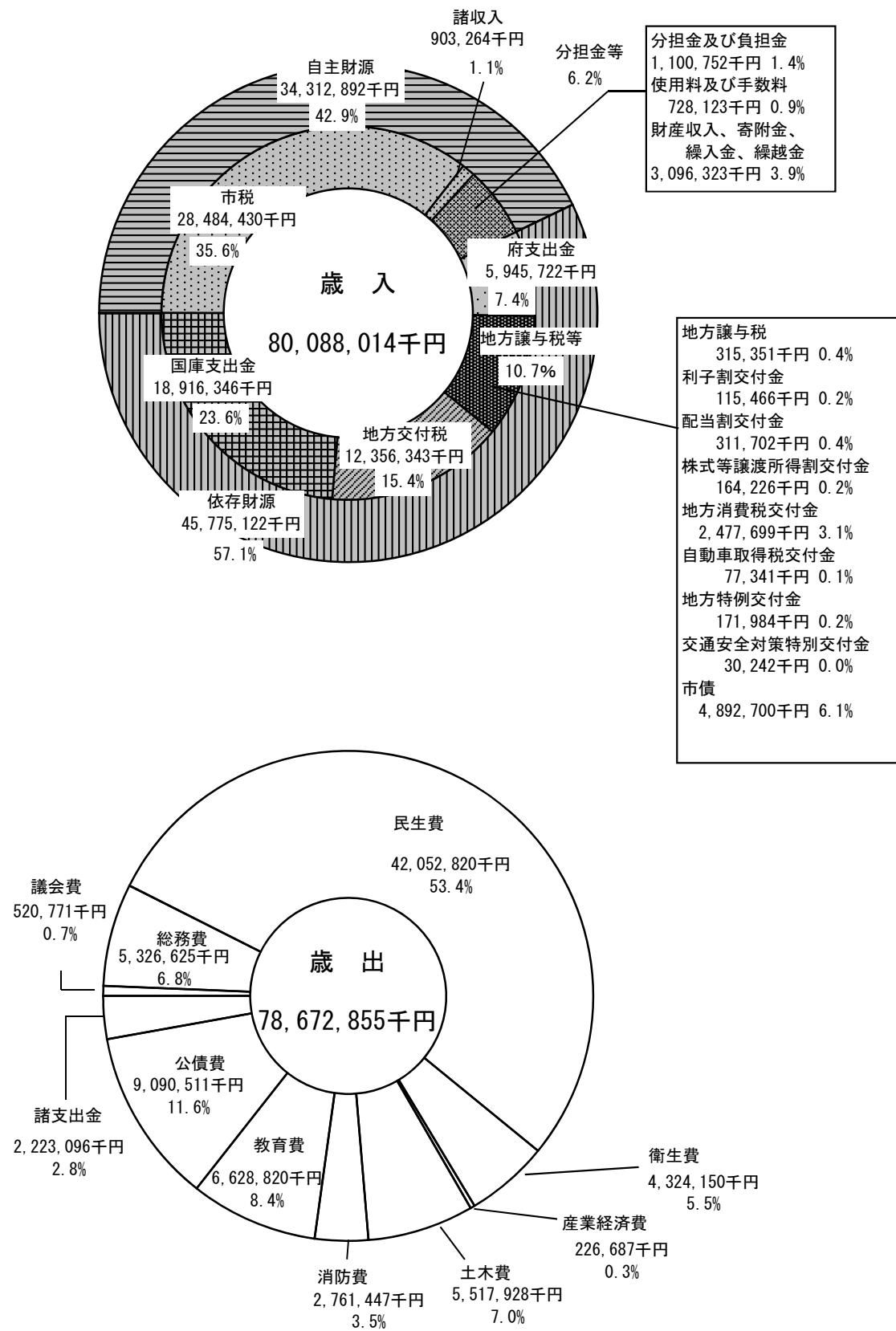
款 別	25年度				26年度			
	予 算 額	前 年 度 比	決 算 額	前 年 度 比	予 算 額	前 年 度 比	決 算 額	前 年 度 比
市 税	28,591,064	101.7	28,279,333	101.2	28,646,745	100.2	28,484,430	100.7
市 民 税	12,716,892	101.4	12,904,222	100.5	13,193,592	103.7	12,956,465	100.4
固 定 資 産 税	11,152,900	101.1	10,969,565	100.7	11,067,155	99.2	11,138,919	101.5
軽 自 動 車 税	194,777	103.1	200,134	102.9	203,416	104.4	208,823	104.3
市 た ば こ 税	1,720,658	110.0	1,745,355	112.7	1,674,005	97.3	1,693,880	97.1
特 別 土 地 保 有 税	294,140	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	6,951	100.2	5,365	73.6	4,958	71.3	4,770	88.9
都 市 計 画 税	2,504,746	100.9	2,454,692	100.2	2,503,619	100.0	2,481,573	101.1
地 方 譲 与 税	345,010	88.9	338,547	93.8	318,010	92.2	315,351	93.1
利 子 割 交 付 金	108,000	87.1	118,717	97.1	125,000	115.7	115,466	97.3
配 当 割 交 付 金	96,000	104.3	172,295	182.2	188,000	195.8	311,702	180.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000	110.0	264,255	1,216.6	37,000	168.2	164,226	62.1
地 方 消 費 税 交 付 金	1,945,000	93.0	1,958,032	99.1	2,188,000	112.5	2,477,699	126.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	163,010	88.6	166,512	89.5	87,010	53.4	77,341	46.4
地 方 特 例 交 付 金	198,533	103.0	192,469	95.4	182,846	92.1	171,984	89.4
地 方 交 付 税	11,973,701	96.3	11,973,701	96.3	11,943,291	99.7	12,356,343	103.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	38,000	95.0	34,652	96.7	37,000	97.4	30,242	87.3
分 担 金 及 び 負 担 金	1,098,469	104.8	1,080,704	102.9	1,101,889	100.3	1,100,752	101.9
使 用 料 及 び 手 数 料	680,320	97.7	683,127	102.2	737,961	108.5	728,123	106.6
国 庫 支 出 金	19,788,369	102.4	18,252,680	102.0	19,996,380	101.1	18,916,346	103.6
府 支 出 金	5,990,608	98.8	5,690,995	101.9	6,257,882	104.5	5,945,722	104.5
財 产 収 入	141,561	75.1	147,515	80.8	127,057	89.8	147,864	100.2
寄 附 金	37,948	28.5	16,596	13.5	12,600	33.2	12,084	72.8
繰 入 金	2,303,703	459.3	1,524,828	702.3	1,954,903	84.9	1,914,424	125.6
繰 越 金	773,525	82.4	773,525	82.4	1,021,951	132.1	1,021,951	132.1
諸 収 入	947,241	112.1	976,601	105.2	1,193,732	126.0	903,264	92.5
市 債	8,289,400	69.1	6,101,300	70.3	6,747,200	81.4	4,892,700	80.2
計	83,531,462	97.8	78,746,384	98.9	82,904,457	99.2	80,088,014	101.7

#### (2) 歳出

(単位 : 千円、%)

款 別	25年度				26年度			
	予 算 額	前 年 度 比	決 算 額	前 年 度 比	予 算 額	前 年 度 比	決 算 額	前 年 度 比
議 会 費	513,177	92.6	502,469	92.8	531,496	103.6	520,771	103.6
総 務 費	5,921,562	64.0	5,498,079	62.0	5,750,582	97.1	5,326,625	96.9
民 生 費	41,941,365	104.2	40,640,229	104.2	43,548,086	103.8	42,052,820	103.5
衛 生 費	4,291,440	97.4	3,861,647	95.8	4,581,583	106.8	4,324,150	112.0
産 業 経 済 費	343,355	99.8	299,455	143.7	379,763	110.6	226,687	75.7
土 木 費	6,621,420	114.6	5,832,976	114.5	6,407,268	96.8	5,517,928	94.6
消 防 費	2,870,118	101.3	2,861,054	101.1	2,767,750	96.4	2,761,447	96.5
教 育 費	9,763,045	84.0	7,214,932	90.1	7,396,612	75.8	6,628,820	91.9
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	8,692,280	108.3	8,543,610	107.3	9,227,687	106.2	9,090,511	106.4
諸 支 出 金	2,477,702	107.0	2,469,982	106.8	2,223,957	89.8	2,223,096	90.0
予 備 費	95,948	266.7	0	0.0	89,623	93.4	0	0.0
計	83,531,462	97.8	77,724,433	98.6	82,904,457	99.2	78,672,855	101.2

図3 平成26年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



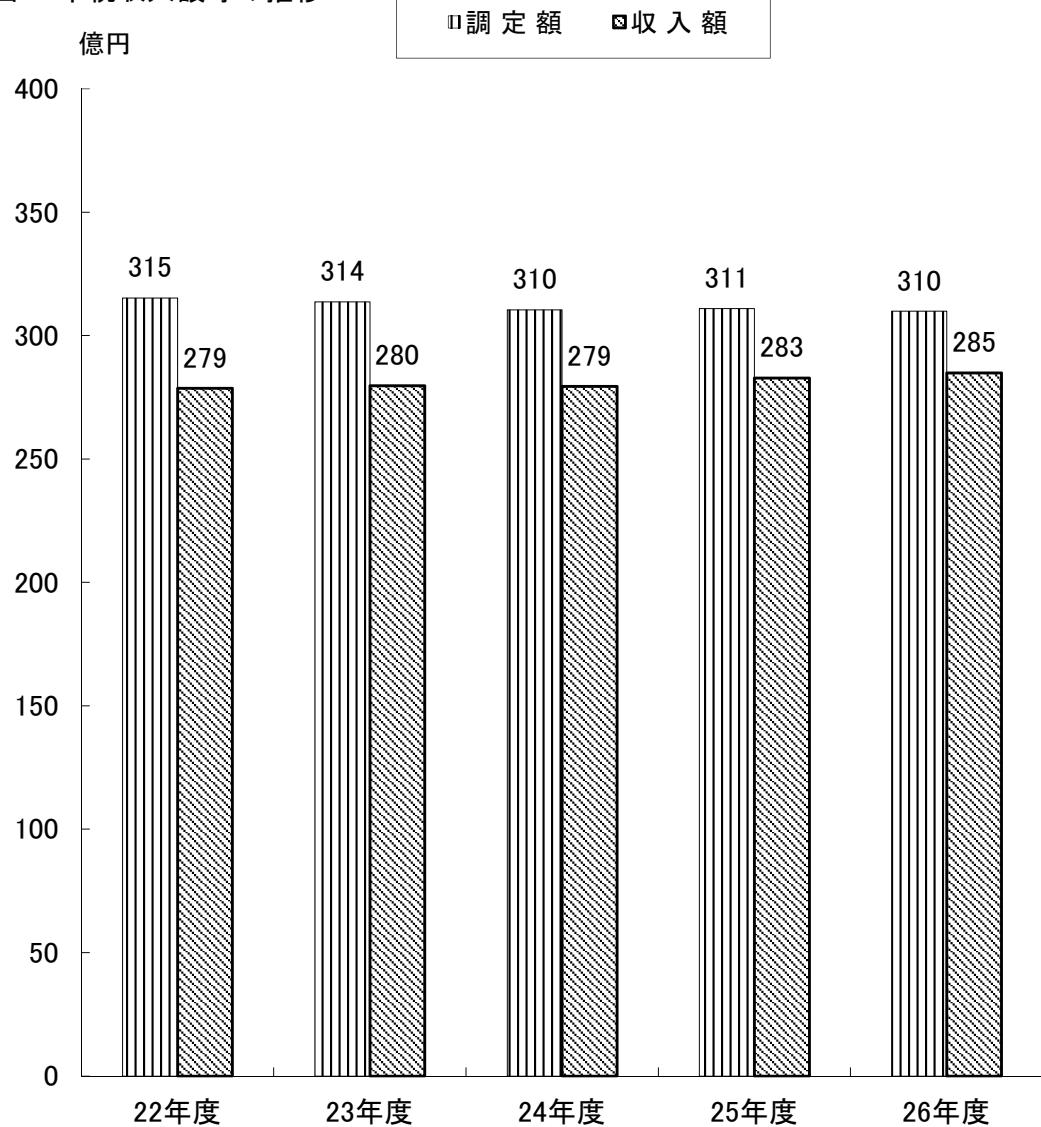
### III 市税総括

#### 1 市税収入額等の推移

(単位 : 千円、%)

区分 年度	予算額		調定額		収入額	
		前年度比		前年度比		前年度比
22	28,402,609	97.6	31,526,670	96.7	27,856,740	97.0
23	28,390,507	100.0	31,370,496	99.5	27,966,759	100.4
24	28,110,245	99.0	31,041,868	99.0	27,938,969	99.9
25	28,591,064	101.7	31,098,819	100.2	28,279,333	101.2
26	28,646,745	100.2	30,990,513	99.7	28,484,430	100.7

図4 市税収入額等の推移



## 2 税目別調定額及び収入額

(単位 : 千円、%)

税目	年 度	24 年 度			25 年 度			26 年 度			
		調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	
市民税	個人	現年	11,017,298	10,720,420	97.3	10,978,905	10,714,187	97.6	10,901,039	10,629,005	97.5
		滞縟	990,926	272,360	27.5	881,754	274,091	31.1	762,962	268,132	35.1
		計	12,008,224	10,992,780	91.5	11,860,659	10,988,278	92.6	11,664,001	10,897,137	93.4
	法人	現年	1,847,469	1,827,345	98.9	1,917,284	1,907,091	99.5	2,057,893	2,047,342	99.5
		滞縟	72,778	24,374	33.5	58,574	8,853	15.1	54,434	11,986	22.0
		計	1,920,247	1,851,719	96.4	1,975,858	1,915,944	97.0	2,112,327	2,059,328	97.5
	計		13,928,471	12,844,499	92.2	13,836,517	12,904,222	93.3	13,776,328	12,956,465	94.0
固定資産税	純固定資産税	現年	10,596,415	10,342,000	97.6	10,673,012	10,445,256	97.9	10,774,761	10,568,838	98.1
		滞縟	1,349,806	269,430	20.0	1,244,723	237,884	19.1	1,155,017	283,429	24.5
		計	11,946,221	10,611,430	88.8	11,917,735	10,683,140	89.6	11,929,778	10,852,267	91.0
	交(納)付金	現年	283,119	283,119	100.0	286,425	286,425	100.0	286,652	286,652	100.0
		計	12,229,340	10,894,549	89.1	12,204,160	10,969,565	89.9	12,216,430	11,138,919	91.2
軽自動車税		現年	201,574	188,082	93.3	206,580	194,040	93.9	213,158	202,426	95.0
		滞縟	50,932	6,345	12.5	47,463	6,094	12.8	44,053	6,397	14.5
		計	252,506	194,427	77.0	254,043	200,134	78.8	257,211	208,823	81.2
市たばこ税	現年	1,548,788	1,548,788	100.0	1,745,355	1,745,355	100.0	1,693,880	1,693,880	100.0	
特別土地保有税		現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		滞縟	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0
		計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0
入湯税	現年	7,288	7,288	100.0	5,365	5,365	100.0	4,770	4,770	100.0	
都市計画税		現年	2,443,832	2,379,529	97.4	2,449,840	2,392,705	97.7	2,463,028	2,411,704	97.9
		滞縟	337,503	69,889	20.7	309,399	61,987	20.0	284,726	69,869	24.5
		計	2,781,335	2,449,418	88.1	2,759,239	2,454,692	89.0	2,747,754	2,481,573	90.3
合 計		現年	27,945,783	27,296,571	97.7	28,262,766	27,690,424	98.0	28,395,181	27,844,617	98.1
		滞縟	3,096,085	642,398	20.7	2,836,053	588,909	20.8	2,595,332	639,813	24.7
		計	31,041,868	27,938,969	90.0	31,098,819	28,279,333	90.9	30,990,513	28,484,430	91.9

### 3 市税調定額の構成比

(単位 : %)

年 度 税 目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
個人市民税	37.8	37.1	38.7	38.1	37.7
法人市民税	5.3	6.0	6.2	6.4	6.8
固定資産税	41.3	41.0	39.4	39.3	39.4
軽自動車税	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
市たばこ税	4.4	4.9	5.0	5.6	5.5
特別土地保有税	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	9.4	9.3	9.0	8.9	8.9

### 4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位 : 円)

	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
人 口	242,587 人		242,696 人		242,087 人		241,003 人		240,060 人	
世 帯 数	107,050 世帯		107,872 世帯		107,607 世帯		108,077 世帯		108,578 世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり								
市 民 税	50,944	115,446	50,820	114,338	53,057	119,365	53,544	119,398	53,972	119,329
個人市民税	44,367	100,541	43,418	97,684	45,408	102,157	45,594	101,671	45,394	100,362
法人市民税	6,577	14,905	7,402	16,654	7,649	17,208	7,950	17,727	8,578	18,967
固 定 資 産 税	46,855	106,179	46,768	105,222	45,003	101,244	45,516	101,498	46,401	102,589
軽 自 動 車 税	772	1,750	783	1,762	803	1,807	831	1,852	870	1,923
市 た ば こ 税	5,735	12,996	6,366	14,323	6,398	14,393	7,242	16,149	7,056	15,601
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	30	69	30	67	30	68	22	50	20	44
都 市 計 画 税	10,495	23,782	10,466	23,548	10,118	22,762	10,185	22,712	10,337	22,855
合 计	114,831	260,222	115,233	259,260	115,409	259,639	117,340	261,659	118,656	262,341

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

## IV 市民税

### 1 個人市民税

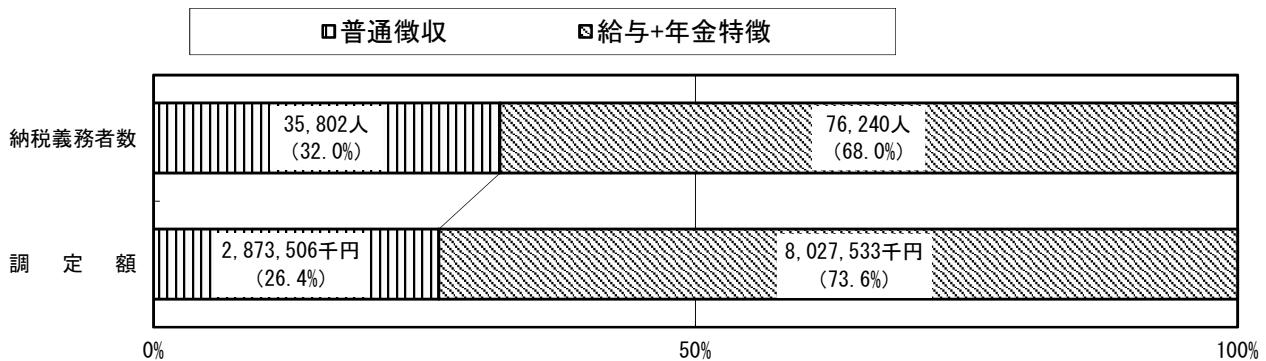
#### (1) 納税義務者数

(単位: 人、%)

区分		24年度			25年度			26年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	1,706	2,508.8	4.5	1,172	68.7	3.1	702	59.9	2.0
	均等割のみ	3,036	87.2	7.9	3,244	106.9	8.7	3,236	99.8	9.0
	均等割・所得割	33,498	101.3	87.6	32,977	98.4	88.2	31,864	96.6	89.0
	計	38,240	104.5	100.0	37,393	97.8	100.0	35,802	95.7	100.0
	所得割	35,204	106.3		34,149	97.0		32,566	95.4	
	均等割	36,534	100.0		36,221	99.1		35,100	96.9	
給与特別徴収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	982	87.0	1.7	1,109	112.9	1.9	1,164	105.0	1.9
	均等割・所得割	57,801	104.4	98.3	58,450	101.1	98.1	59,193	101.3	98.1
	計	58,783	104.1	100.0	59,559	101.3	100.0	60,357	101.3	100.0
	所得割	57,801	104.4		58,450	101.1		59,193	101.3	
	均等割	58,783	104.1		59,559	101.3		60,357	101.3	
公的年金特別徴収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	2,092	114.2	14.3	2,346	112.1	15.2	2,579	109.9	16.2
	均等割・所得割	12,552	98.7	85.7	13,072	104.1	84.8	13,304	101.8	83.8
	計	14,644	100.6	100.0	15,418	105.3	100.0	15,883	103.0	100.0
	所得割	12,552	98.7		13,072	104.1		13,304	101.8	
	均等割	14,644	100.6		15,418	105.3		15,883	103.0	
合計	所得割のみ	1,706	2,508.8	1.5	1,172	68.7	1.0	702	59.9	0.6
	均等割のみ	6,110	94.9	5.5	6,699	109.6	6.0	6,979	104.2	6.2
	均等割・所得割	103,851	102.7	93.0	104,499	100.6	93.0	104,361	99.9	93.2
	計	111,667	103.7	100.0	112,370	100.6	100.0	112,042	99.7	100.0
	所得割	105,557	104.3		105,671	100.1		105,063	99.4	
	均等割	109,961	102.2		111,198	101.1		111,340	100.1	

(各年度 最終調定による)

図5 平成26年度納税義務者数及び調定額の構成（滞納繰越分を除く）



(2) 紹与に係る特別徴収義務者数

(単位: 者、%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特別徴収義務者数	18,780	19,008	19,222	19,504	19,652
前 年 度 比	97.5	97.5	101.1	101.5	100.8

(各年度最終調定による(ただし、27年度は課税状況調第3表による))

(3) 調定額

(単位: 千円、%)

年 度		24年 度			25年 度			26年 度		
区 分		調 定 額	前年度比	構成比	調 定 額	前年度比	構成比	調 定 額	前年度比	構成比
普通徴収	所 得 割	2,855,862	102.9		2,829,397	99.1		2,763,262	97.7	
	均 等 割	99,378	100.0		97,509	98.1		110,244	113.1	
	計	2,955,240	102.8	26.8	2,926,906	99.0	26.7	2,873,506	98.2	26.4
特別徴収	所 得 割	7,404,746	106.7		7,392,731	99.8		7,335,211	99.2	
	均 等 割	169,792	99.7		170,814	100.6		197,422	115.6	
	計	7,574,538	106.5	68.8	7,563,545	99.9	68.9	7,532,633	99.6	69.1
公的年金等	所 得 割	451,733	95.6		451,529	100.0		450,653	99.8	
	均 等 割	35,787	99.6		36,925	103.2		44,247	119.8	
	計	487,520	95.9	4.4	488,454	100.2	4.4	494,900	101.3	4.5
合 計	所 得 割	10,712,341	105.2		10,673,657	99.6		10,549,126	98.8	
	均 等 割	304,957	99.8		305,248	100.1		351,913	115.3	
	計	11,017,298	105.0	100.0	10,978,905	99.7	100.0	10,901,039	99.3	100.0

(各年度 最終調定による)

(4) 紳税義務者1人あたり調定額

(単位: 円、%)

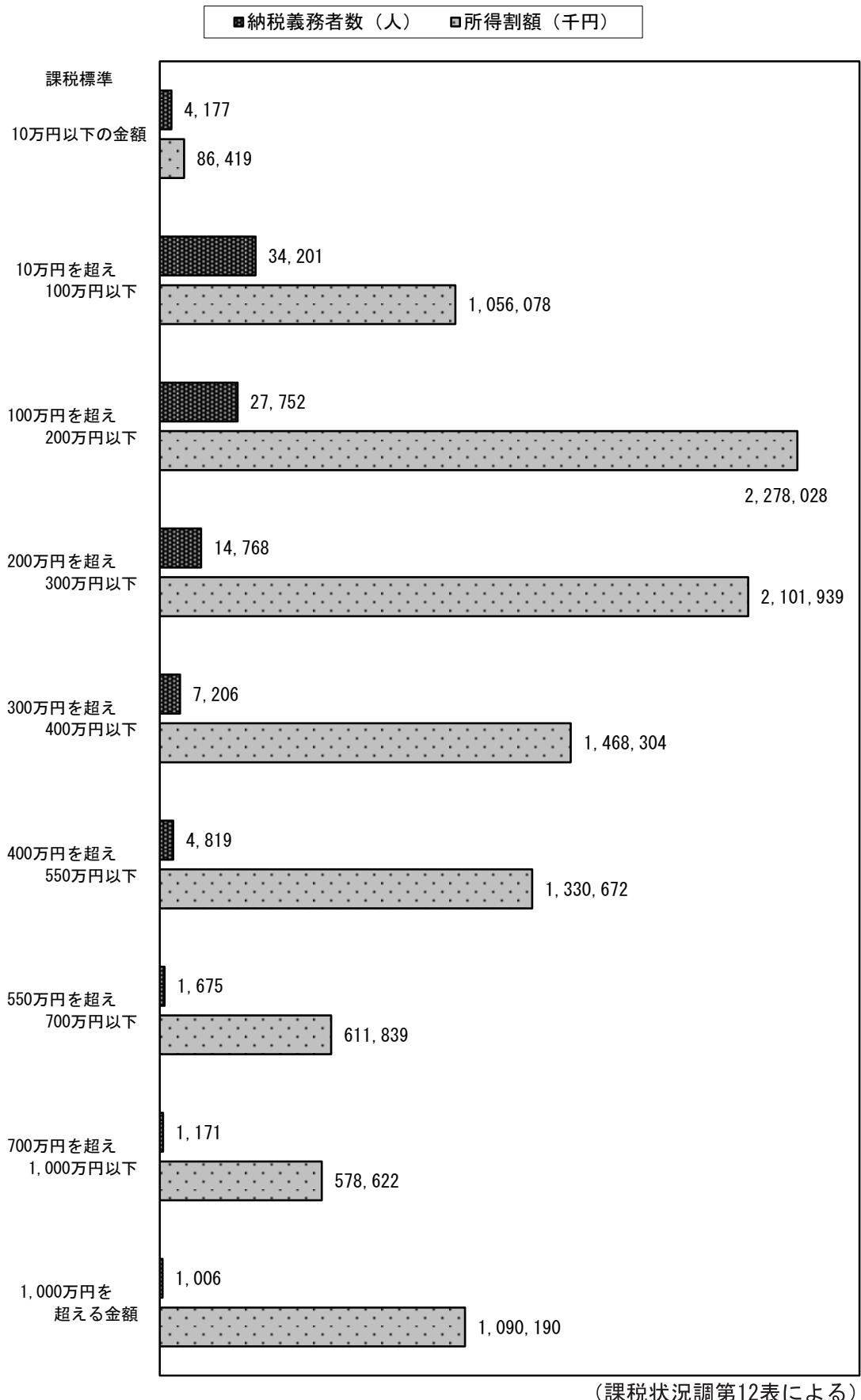
年 度		24年 度		25年 度		26年 度	
区 分		調 定 額	前年度比	調 定 額	前年度比	調 定 額	前年度比
普通徴収		77,281	98.4	78,274	101.3	80,261	102.5
給与特別徴収		128,856	102.4	126,992	98.6	124,801	98.3
年金特別徴収		33,291	95.3	31,681	95.2	31,159	98.4
全 体		98,662	101.2	97,703	99.0	97,294	99.6

(各年度 最終調定による)

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度		所得者区分	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	家屋屋敷等のみ	分離譲渡所得者	合 計
25 年 度	所得割を納める者	納税義務者数（人）	77,127	5,669	6	19,003	100	—	101,905
		構成比（%）	75.7	5.6	0.0	18.6	0.1	—	100.0
	所得割を納める者	市民税額（千円）	8,893,574	506,852	304	1,343,383	300	—	10,744,413
		構成比（%）	82.8	4.7	0.0	12.5	0.0	—	100.0
	所得割を納める者	1人あたりの市民税額（円）	115,311	89,408	50,667	70,693	3,000	—	105,436
		納税義務者数（人）	74,858	4,899	5	16,385	—	512	96,659
	所得割を納める者	所得金額（千円）	231,749,128	13,729,025	9,745	35,007,685	—	2,172,703	282,668,286
		構成比（%）	82.0	4.9	0.0	12.4	—	0.8	100.0
	所得割を納める者	1人あたりの所得額（円）	3,095,850	2,802,414	1,949,000	2,136,569	—	4,243,561	2,924,387
		納税義務者数（人）	76,905	5,623	3	19,250	45	—	101,826
26 年 度	所得割を納める者	構成比（%）	75.6	5.5	0.0	18.9	0.0	—	100.0
		市民税額（千円）	8,809,389	508,935	215	1,384,262	158	—	10,702,959
	所得割を納める者	構成比（%）	82.3	4.8	0.0	12.9	0.0	—	100.0
		1人あたりの市民税額（円）	114,549	90,510	71,667	71,910	3,511	—	105,110
	所得割を納める者	納税義務者数（人）	74,547	4,840	3	16,125	—	964	96,479
		所得金額（千円）	228,636,856	13,608,434	7,815	34,295,302	—	4,469,995	281,018,402
	所得割を納める者	構成比（%）	81.4	4.8	0.0	12.2	—	1.6	100.0
		1人あたりの所得額（円）	3,067,016	2,811,660	2,605,000	2,126,840	—	4,636,924	2,912,742
	所得割を納める者	納税義務者数（人）	77,830	5,660	5	18,600	5	—	102,100
		構成比（%）	76.3	5.5	0.0	18.2	0.0	—	100.0
27 年 度	所得割を納める者	市民税額（千円）	9,088,619	544,453	107	1,323,748	17	—	10,956,944
		構成比（%）	82.9	5.0	0.0	12.1	0.0	—	100.0
	所得割を納める者	1人あたりの市民税額（円）	116,775	96,193	21,400	71,169	3,400	—	107,316
		納税義務者数（人）	75,464	4,967	3	15,508	—	833	96,775
	所得割を納める者	所得金額（千円）	235,860,606	14,307,339	7,286	32,567,236	—	3,887,227	286,629,694
		構成比（%）	82.2	5.0	0.0	11.4	—	1.4	100.0
	所得割を納める者	1人あたりの所得額（円）	3,125,472	2,880,479	2,428,667	2,100,028	—	4,666,539	2,961,815
		(各年度 課税状況調第2表、5表～11表による)							

図6 平成27年度 課税標準段階別所得割額等の構成



(課税状況調第12表による)

## 2 法人市民税

### (1) 法人数

(単位：人)

区分	年 度	24年度	25年度	26年度
		法 人 数	4,350	4,316
資本金別	1億円を超える法人及び相互会社	372	372	360
	1千万円を超え1億円以下の法人	614	590	598
	1千万円以下の法人	3,364	3,354	3,425

### (2) 平成26年度均等割号別納稅義務者数

(単位：人)

	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	計
税額	60,000円	144,000円	156,000円	180,000円	192,000円	480,000円	492,000円	2,100,000円	3,600,000円	
法人数	3,395	30	539	59	130	20	168	10	32	4,383

(平成27年3月31日現在)

## (3) 調定額

(単位：円、%)

		24年度		25年度		26年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
均等割	現年度	522,460,000	103.6	516,364,000	98.8	525,701,000	101.8
	過年度	6,344,000	215.9	8,894,000	140.2	9,152,000	102.9
	計	528,804,000	104.3	525,258,000	99.3	534,853,000	101.8
法人税割	現年度	1,282,254,900	100.7	1,368,097,800	106.7	1,494,770,300	109.3
	過年度	36,410,000	98.3	23,927,700	65.7	28,269,600	118.1
	計	1,318,664,900	100.6	1,392,025,500	105.6	1,523,039,900	109.4
合計		1,847,468,900	101.6	1,917,283,500	103.8	2,057,892,900	107.3

## (4) 平成26年度業種別調定額

(単位：件、円)

	業種					
	農・林・漁 ・鉱業	建設業	製造業	卸・小売	飲食業	金融・保険業
申告数	5	892	661	1,320	272	113
調定額	361,800	134,543,100	575,997,900	477,642,400	45,951,400	186,458,200

	業種					合計
	不動産業	運輸・通信業	サービス・ 電気・ガス・ 水道業・その他	医療・福祉	教育・学習支援	
申告数	694	304	924	413	83	5,681
調定額	143,129,300	221,336,700	195,146,300	63,927,300	13,398,500	2,057,892,900

## V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

### 1 固定資産税

#### (1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	25年度		26年度		27年度	
	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地	64,837	100.2	65,100	100.4	65,380	100.4
家屋	70,701	100.7	71,116	100.6	71,577	100.6
償却資産	1,151	98.3	1,121	97.4	1,159	103.4

(概要調書による)

#### (2) 調定額

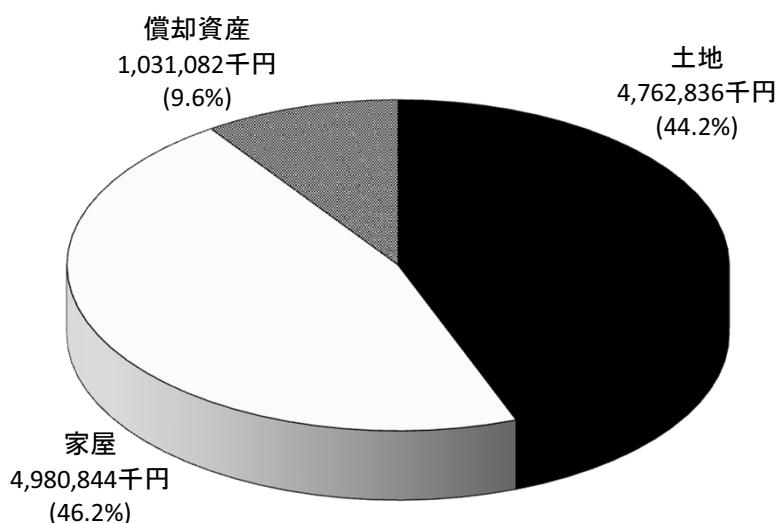
(単位：千円、%)

区分	24年度		25年度		26年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地	4,768,715	96.7	4,698,560	98.5	4,762,836	101.4
家屋	4,807,238	94.5	4,948,544	102.9	4,980,844	100.7
小計	9,575,953	95.6	9,647,104	100.7	9,743,680	101.0
償却資産	1,020,462	97.8	1,025,908	100.5	1,031,082	100.5
合計	10,596,415	95.8	10,673,012	100.7	10,774,762	101.0

(最終調定による)

図 7

平成26年度固定資産税調定額の構成 (滞納繰越分を除く)



### (3) 土地

#### ① 平成27年度地目別評価地積等の構成

区分 地目	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
	筆数 (筆)	地積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (m <sup>2</sup> )	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/m <sup>2</sup> )	最高価格 (円/m <sup>2</sup> )
田	一般田	1,694	1,003,215	6.9	288	155,593	138,363	118,400	138
	介在田・市街化区域田	429	183,337	1.3	2	221	6,772,460	6,772,045	36,940
畑	一般畑	773	369,094	2.6	97	52,909	28,996	25,215	79
	介在畑・市街化区域畑	457	112,775	0.8	8	1,140	4,513,619	4,509,876	40,023
宅地	103,614	12,149,080	84.0	854	13,332	950,432,350	949,741,496	78,231	272,150
池沼	2	60	0.0	0	0	1	1	17	23
山林	329	110,555	0.8	31	9,100	1,102,262	1,101,234	17,818	63,034
原野	31	5,024	0.0	6	1,095	37	27	7	54
雜種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	546	229,165	1.6	0	7,660,953	7,660,953	33,430	37,182
	鉄軌道用地(複合)	160	21,439	0.1	0	1,195,951	1,195,951	55,784	210,459
	その他の雜種地	866	276,262	1.9	20	1,382	8,656,553	8,654,322	31,335
合計	108,901	14,460,006	100.0	1,306	234,772	980,501,545	979,779,520	67,808	

(概要調書による)

#### ② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、m<sup>2</sup>)

地目	年度	25年度		26年度		27年度	
		課税標準額	地積	課税標準額	地積	課税標準額	地積
田	課税標準額		1,776,210		1,655,938		1,750,729
	地積		1,062,334		1,045,806		1,030,738
畑	課税標準額		1,597,458		1,533,102		1,499,039
	地積		441,213		431,206		427,820
宅地	課税標準額		329,859,049		326,834,835		324,827,845
	地積		12,110,153		12,132,075		12,135,748
池沼	課税標準額		1		1		1
	地積		61		60		60
山林	課税標準額		784,916		768,519		746,035
	地積		103,382		103,821		101,455
原野	課税標準額		27		27		27
	地積		3,929		3,929		3,929
雜種地	鉄軌道用地	課税標準額	6,234,420		6,176,968		6,175,960
	地積		250,642		250,642		250,604
その他 雜種地	課税標準額		5,063,868		4,999,363		5,826,085
	地積		232,896		232,431		274,880
合計	課税標準額		345,315,949		341,968,753		340,825,721
	地積		14,204,610		14,199,970		14,225,234

(概要調書による)

(4) 家屋

① 平成27年度用途・構造別評価額及び床面積

区分		総 数				免税点未満のもの	
用途別		評価額(千円)	棟 数	床面積(m <sup>2</sup> )	平均価格(円/m <sup>2</sup> )	評価額(千円)	床面積(m <sup>2</sup> )
木 造	専用住宅	100,929,539	51,434	4,251,145	23,742	129,562	60,251
	共同住宅・寄宿舎	4,091,745	1,324	276,400	14,804	222	73
	併用住宅	2,875,478	2,987	242,844	11,841	4,530	1,727
	工場・倉庫	205,159	539	38,877	5,277	4,214	2,390
	その他の	660,942	2,103	68,836	9,602	10,000	7,026
	計	108,762,863	58,387	4,878,102	22,296	148,528	71,467
事務所 ・店舗 ・銀行	鉄骨鉄筋造	6,802,471	14	92,892	73,230	0	0
	鉄筋造	6,646,237	141	147,733	44,988	0	0
	鉄骨造	29,781,327	915	624,982	47,651	0	0
	軽量鉄骨造	352,189	138	19,020	18,517	57	10
	ブロック造	2,949	7	176	16,756	0	0
	計	43,585,173	1,215	884,803	49,260	57	10
住宅 ・アパート	鉄骨鉄筋造	33,340,560	67	571,695	58,319	0	0
	鉄筋造	77,048,413	1,710	1,419,237	54,289	541	93
	鉄骨造	35,400,911	4,044	899,427	39,359	41	13
	軽量鉄骨造	15,621,804	3,162	489,223	31,932	319	246
	ブロック造	109,978	249	9,768	11,259	1,442	362
	計	161,521,666	9,232	3,389,350	47,656	2,343	714
非 木 造	鉄骨鉄筋造	1,338,354	5	11,872	112,732	0	0
	鉄筋造	4,006,677	33	59,190	67,692	0	0
	鉄骨造	1,766,586	44	26,485	66,701	0	0
	軽量鉄骨造	27,028	4	835	32,369	0	0
	ブロック造	0	0	0	0	0	0
	計	7,138,645	86	98,382	72,560	0	0
工場 ・倉庫 ・市場	鉄骨鉄筋造	121,374	4	7,712	15,738	0	0
	鉄筋造	1,463,604	74	48,608	30,110	0	0
	鉄骨造	17,942,472	1,075	781,567	22,957	0	0
	軽量鉄骨造	540,353	338	79,241	6,819	635	138
	ブロック造	57,577	132	6,251	9,211	844	180
	計	20,125,380	1,623	923,379	21,795	1,479	318
その他	鉄骨鉄筋造	1,644,314	3	19,894	82,654	0	0
	鉄筋造	17,217,861	10,995	449,456	38,308	14	0
	鉄骨造	5,727,011	99	135,500	42,266	0	0
	軽量鉄骨造	82,713	66	6,310	13,108	0	0
	ブロック造	19,226	81	1,808	10,634	387	87
	計	24,691,125	11,244	612,968	40,281	401	87
合 計	鉄骨鉄筋造	43,247,073	93	704,065	61,425	0	0
	鉄筋造	106,382,792	12,953	2,124,224	50,081	555	93
	鉄骨造	90,618,307	6,177	2,467,961	36,718	41	13
	軽量鉄骨造	16,624,087	3,708	594,629	27,957	1,011	394
	ブロック造	189,730	469	18,003	10,539	2,673	629
	計	257,061,989	23,400	5,908,882	43,504	4,280	1,129

(概要調書による)

② 平成27年度家屋の増減

用途別	増減区分	新 増 分			減 少 分		
		床面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)	棟 数
木造	専用住宅	56,640	4,139,934	552	21,752	221,553	263
	併用住宅	429	28,549	3	2,336	19,449	31
	共同住宅・寄宿舎	3,658	276,165	11	12,789	106,402	50
	工場・倉庫	289	8,122	3	533	1,750	6
	その他の	564	29,151	8	682	8,476	20
	小計	61,580	4,481,921	577	38,092	357,630	370
非木造	事務所・店舗・銀行	14,561	1,139,640	20	2,478	43,321	6
	住宅・アパート	30,445	2,870,637	62	7,140	146,908	26
	工場・倉庫・市場	3,980	253,411	10	18,157	348,085	18
	その他の	607	40,849	13	2,518	151,377	17
	小計	49,593	4,304,537	105	30,293	689,691	67
	合計	111,173	8,786,458	682	68,385	1,047,321	437

(概要調書による)

(5) 償却資産

平成27年度課税標準額の内訳

(単位:千円)

た市も長のが価格等を決定し	構築物	機械及び装置	船	車両及び運搬具	工具器具及び備品	課税標準額の内訳	
						決定価格	課税標準額
法第389条の規定により総務大臣が価格等を決定し配分したもの	構築物	機械及び装置	船	車両及び運搬具	工具器具及び備品	33,497	12,718,779
	298	298	0	825,730	13,197,772	124,715	17,679,597
	298	298	0	825,730	13,197,772	2,915	13,194,857
	44,671,796	44,580,388	161,127	44,419,261			
	29,412,693	28,465,361					
	74,084,489	73,045,749					

(概要調書による)

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位:千円、%)

年度区分	25年度		26年度		27年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	286,425	101.2	286,652	100.1	286,998	100.1
納付金	0	0.0	—	—	—	—
合計	286,425	101.2	286,652	100.1	286,998	100.1

(概要調書による)

## 2 都市計画税

### (1) 納税義務者数及び調定額

年 度 区 分	25年度	26年度	27年度
納税義務者数 (人)	77,685	78,002	78,468
前年度比 (%)	100.4	100.4	100.6
調定額 (千円)	2,449,840	2,463,028	2,453,611
前年度比 (%)	100.2	100.5	99.6

(各年度最終調定による。ただし、27年度は概要調書による。)

## 3 特別土地保有税

### (1) 一般分

区分 年度	保有分 (基準面積が5,000m <sup>2</sup> 以上のもの)						取得分 (基準面積が5,000m <sup>2</sup> 以上のもの)							
	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税額 (千円)	申告額 (千円)	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税額 (千円)	申告額 (千円)
19年度	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	8,346	0	1	8,820	1,620,623	613,727	24,069	24,069	0
20年度 以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(最終調定による)

## VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

### 1 軽自動車税

#### (1) 車種別課税台数及び調定額

(単位: 台、千円、%)

年 度 区 分		税 率 (円)	25 年 度			26 年 度			27 年 度		
			台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比
原動機付自転車	50cc以下	1,000	21,692	21,692	96.6	21,087	21,087	97.2	20,417	20,417	96.8
	90cc以下	1,200	973	1,168	92.8	930	1,116	95.5	887	1,064	95.3
	125cc以下	1,600	4,950	7,920	108.4	5,249	8,398	106.0	5,457	8,731	104.0
	ミニカー	2,500	85	212	111.6	88	220	103.8	91	228	103.6
	小計		27,700	30,992	99.3	27,354	30,821	99.4	26,852	30,440	98.8
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの	2,400	3,322	7,973	98.9	3,338	8,011	100.5	3,279	7,870	98.2
	三輪のもの	3,100	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	四輪のもの	乗用 営業用	5,500	11	60	157.9	14	77	128.3	12	66
		自家用	7,200	17,924	129,053	104.7	18,827	135,555	105.0	19,717	141,962
	貨物	乗用 営業用	3,000	491	1,473	96.1	494	1,482	100.6	523	1,569
		自家用	4,000	6,686	26,744	97.5	6,706	26,824	100.3	6,597	26,388
	農耕用	1,600	23	37	115.6	30	48	129.7	34	54	112.5
	特殊作業用	4,700	97	456	104.3	97	456	100.0	91	428	93.9
	小計		28,554	165,796	103.1	29,506	172,453	104.0	30,253	178,337	103.4
	二輪の小型自動車	4,000	2,448	9,792	103.0	2,471	9,884	100.9	2,533	10,132	102.5
合計			58,702	206,580	102.5	59,331	213,158	103.2	59,638	218,909	102.7

(各年度決算における数値(ただし、27年度は課税状況調による))

## 2 市たばこ税

### (1) 調定額等

年度区分	24年度	25年度	26年度
消費本数 (千本)	旧3級品 14,123 旧3級品以外 328,683	旧3級品 15,782 旧3級品以外 327,599	旧3級品 16,650 旧3級品以外 314,013
税率	旧3級品 1,000本につき2,190円 旧3級品以外 1,000本につき4,618円	旧3級品 1,000本につき2,495円 旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品 1,000本につき2,495円 旧3級品以外 1,000本につき5,262円
調定額 (千円)	1,548,788	1,745,355	1,693,880
前年度比 (%)	100.2	112.7	97.1

(各年度 最終調定による)

## 3 入湯税

### (1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	24年度	25年度	26年度
特別徴収義務者数	2	2	1
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者 0	0	0
宿泊しない者	97,169	71,535	63,602
調定額	7,287,675	5,365,125	4,770,150

※ 平成25年4月、特別徴収義務者1社は、鉱泉の利用を停止

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者 150円、宿泊しない者75円

## VII 地方譲与税及び府交付金等

### 1 地方譲与税

#### (1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
24	31,289,000	43,907,000	32,162,000	107,358,000
25	29,933,000	38,131,000	35,369,000	103,433,000
26	28,804,000	36,246,000	29,377,000	94,427,000

#### (2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
24	78,650,000	98,756,000	76,218,000	253,624,000
25	67,725,000	96,253,000	71,136,000	235,114,000
26	60,826,000	90,124,000	69,974,000	220,924,000

#### (3) 地方道路譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
24	475	22	2	499
25	1	1	1	3
26	1	2	2	5

### 2 府交付金等

#### (1) 利子割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
24	50,688,000	34,590,000	36,983,000	122,261,000
25	50,603,000	35,214,000	32,900,000	118,717,000
26	46,783,000	36,471,000	32,212,000	115,466,000

#### (2) 配当割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
24	27,262,000	3,847,000	63,431,000	94,540,000
25	30,413,000	5,588,000	136,294,000	172,295,000
26	49,763,000	10,471,000	251,468,000	311,702,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

年度	交付額
24	21,720,000
25	264,255,000
26	164,226,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

年度	6月期分	9月期分	12月期分	3月期分	計
24	474,258,000	624,996,000	366,244,000	509,365,000	1,974,863,000
25	482,372,000	653,211,000	302,429,000	520,020,000	1,958,032,000
26	621,458,000	738,914,000	423,925,000	693,402,000	2,477,699,000

※ 平成26年度より、社会保障財源交付金を含む。

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
24	59,852,000	59,670,000	66,439,000	185,961,000
25	49,210,000	53,147,000	64,155,000	166,512,000
26	25,253,000	24,670,000	27,418,000	77,341,000

(6) 府民税徴収委託金

(単位：円)

年度	8月期分	11月期分	2月期分	5月期分	計
24	78,887,250	86,557,584	81,119,468	80,751,799	327,316,101
25	80,685,527	87,149,559	80,950,380	79,726,864	328,512,330
26	83,001,485	92,792,962	81,048,394	79,217,530	336,060,371

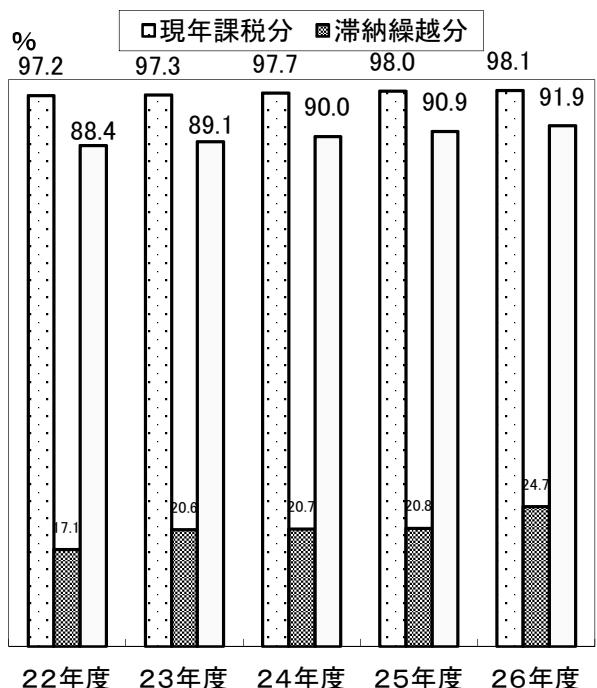
## VIII 徴収

### 1 徴収率の推移

(単位 : %)

税目	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
個人市民税	現年課税分	96.8	96.8	97.3	97.6	97.5
	滞納繰越分	24.9	26.7	27.5	31.1	35.1
法人市民税	現年課税分	98.7	98.5	98.9	99.5	99.5
	滞納繰越分	6.1	9.3	33.5	15.1	22.0
固定資産税	現年課税分	97.3	97.4	97.7	97.9	98.1
	滞納繰越分	15.9	21.0	20.0	19.1	24.5
軽自動車税	現年課税分	92.2	93.0	93.3	93.9	95.0
	滞納繰越分	10.5	11.7	12.5	12.8	14.5
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	96.9	97.0	97.4	97.7	97.9
	滞納繰越分	16.3	21.8	20.7	20.0	24.5
市税合計	現年課税分	97.2	97.3	97.7	98.0	98.1
	滞納繰越分	17.1	20.6	20.7	20.8	24.7
	合計	88.4	89.1	90.0	90.9	91.9

図8 徴収率の推移



## 2 歳出還付金、還付加算金

(単位：件、円)

区分 年度	個人市民税・府民税			法人市民税		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
24	1,209	31,343,817	1,144,600	165	39,596,000	1,357,200
25	1,178	30,155,935	883,800	193	34,879,900	1,172,200
26	1,365	52,014,642	1,720,900	207	18,250,540	370,400

区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
24	394	13,712,400	2,824,589	8	24,000	—	1,776	84,676,217	5,326,389
25	634	41,038,680	15,754,265	21	49,200	—	2,026	106,123,715	17,810,265
26	1,299	48,305,220	11,591,548	28	70,800	—	2,899	118,641,202	13,682,848

## 3 不納欠損額

(単位：円)

	24年度	25年度	26年度
個人市民税	131,600,319	106,848,417	119,945,984
法人市民税	9,953,700	5,479,571	7,870,977
固定資産税	89,595,937	75,970,761	53,769,638
軽自動車税	9,584,300	9,235,328	12,175,680
都市計画税	22,401,782	18,881,562	13,254,873
合計	263,136,038	216,415,639	207,017,152

## 4 平成26年度口座振替（自動払込）額

(単位：人、%、円)

	納稅義務者数	振替者数	加入率	現年課税分収入済額	振替納付額	振替率
個人市民税	33,521	2,885	8.6	2,615,854,637	588,303,520	22.5
固定資産税						
都市計画税	78,857	11,740	14.9	11,952,348,392	2,334,667,900	19.5
軽自動車税	46,268	1,582	3.4	194,039,792	7,475,700	3.9
合計	158,646	16,207	10.2	14,762,242,821	2,930,447,120	19.9

# IX その他

## 1 徴税費の状況

(単位 : 千円、%)

区分	年 度	24 年 度			25 年 度			26 年 度					
		決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比			
税収入額	市 稅 (1)	27,938,969	99.9		28,279,333	101.2		28,484,430	100.7				
	個人府民税 (2)	7,244,729	104.5		7,250,792	100.1		7,202,722	99.3				
	計 (3)	35,183,698	100.8		35,530,125	101.0		35,687,152	100.4				
徴 税 費	基 本 給	215,168	90.9	39.1	204,242	94.9	40.2	215,134	105.3	40.9			
	諸 手 当	164,709	99.9	29.9	145,537	88.4	28.6	150,456	103.4	28.6			
	時間外勤務手当	29,736	125.0	5.4	14,692	49.4	2.9	13,705	93.3	2.6			
	税務特別手当	497	96.3	0.1	425	85.5	0.0	417	98.1	0.1			
	その他の手当	134,476	95.7	24.4	130,420	97.0	25.7	136,334	104.5	25.9			
	そ の 他 (共 濟 費 等 )	73,374	93.5	13.3	69,958	95.3	13.8	73,292	104.8	13.9			
	計	453,251	94.4	82.3	419,737	92.6	82.6	438,882	104.6	83.4			
	旅 費	117	128.6	0.0	128	109.4	0.0	155	121.1	0.0			
	そ の 他	96,979	63.6	17.7	88,299	91.0	17.4	87,376	99.0	16.6			
	計	97,096	63.7	17.7	88,427	91.1	17.4	87,531	99.0	16.6			
納期前納付報奨金		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0			
そ の 他		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0			
合 計 (4)		550,347	87.0	100.0	508,164	92.3	100.0	526,413	103.6	100.0			
府民税徴収取扱費 (5)		313,957	99.3		316,099	100.7		314,627	99.5				
(4) - (5) = (6)		236,390	74.7		192,065	81.2		211,786	110.3				
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.6%			1.4%			1.5%					
	(6) / (1)	0.8%			0.7%			0.7%					
税 務 職 員 数		64 人			61 人			61 人					

(各年度 課税状況調第39表による)

## 2 税務機構及び事務分掌

### (1) 税務機構

平成27年10月1日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主任～職員	計
市民税担当	1	1	1	2	2	15	22
固定資産税担当	—	1	—	3	1	14	19
納税担当	—	1	1	2	—	15	19
計	1	3	2	7	3	44	60

※ 主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む

### (2) 税務室の事務分掌

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

### 3 税務職員の年齢及び経験年数等

#### (1) 年齢別職員数

平成27年10月1日現在

年齢 担当名	25歳 未満 29歳	25歳 34歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 以上	計	平均年齢
市民税担当	3	4	1	6	0	3	5	22	38歳8月
固定資産税担当	0	1	1	0	1	3	13	19	51歳5月
納税担当	0	3	1	2	1	2	10	19	44歳9月
計	3	8	3	8	2	8	28	60	44歳7月

#### (2) 税務経験年数別職員数

平成27年10月1日現在

年数 担当名	0年 1年	2年 3年	4年 5年	6年 7年	8年 9年	10年 14年	15年以上	計	平均経験年数
市民税担当	9	6	3	3	1	0	0	22	3年4月
固定資産税担当	3	7	1	2	2	3	1	19	6年2月
納税担当	4	4	4	3	0	3	1	19	6年1月
計	16	17	8	8	3	6	2	60	5年1月

### 4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種類	支給対象職員	支給額	摘要
1	市税徴収手当	納税督励による市税の徴収に従事した職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度分滞納市税の徴収徴収金額の2／1000</li> <li>・繰越分滞納市税の徴収徴収金額の4／1000</li> </ul>	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

## 5 税務証明

### (1) 税務に関する各種証明書

	種 別	使 用 目 的	内 容	備 考
市民税担当	課税証明書	1 金融機関等への借入申請	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	所得証明書	2 公営公団住宅入居申請		
	非課税証明書	3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他		
固定資産税担当	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に 係る証明)	固定資産課税台帳 登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	登記		住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明書	1 融資関係	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料
	完納証明書	2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他		

※ 市民課証明書交付コーナー、各市民センター、堀溝サービス窓口及び市役所サービス処ねやがわ屋では、上記証明書のうち、「課税証明書」、「所得証明書」、「非課税証明書」、「公課証明書」、「評価証明書」、「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」、「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額（税務室分のみ）

	25年 度		26年 度		前年度比		備 考
	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	6,310	1,893,000	7,008	2,102,400	111.1	111.1	
課税、所得、非課税 法人所在地	6,310	1,893,000	7,008	2,102,400	111.1	111.1	1件 300円
固定資産税担当	2,595	2,132,700	2,311	1,715,950	89.1	80.5	
各種台帳閲覧	366	109,800	411	123,300	112.3	112.3	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
評価証明	905	335,700	919	340,850	101.5	101.5	
公課証明	37	14,100	25	9,000	67.6	63.8	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	1,287	1,673,100	956	1,242,800	74.3	74.3	1件 1,300円
納税担当	1,080	324,000	934	280,200	86.5	86.5	
個人市民税納税証明	189	56,700	215	64,500	113.8	113.8	1件 300円
法人市民税納税証明	597	179,100	470	141,000	78.7	78.7	
固定資産税納税証明	236	70,800	193	57,900	81.8	81.8	
軽自動車税納税証明	8	2,400	8	2,400	100.0	100.0	
完納証明書	50	15,000	48	14,400	96.0	96.0	
合 計	9,985	4,349,700	10,253	4,098,550	102.7	94.2	

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/19)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人	均等割 給与所得 營業所得 その他所得 所用土地賃貸価格 所用家屋賃貸価格 配当及び利子所得	100 円 100 円につき 2 個 56 錢 100 円につき 2 個 56 錢 100 円につき 5 個 1 円 40 錢 法人 100 円につき 120 個 33 円 60 錢 100 円につき 100 個 28 円 100 円につき 2 個 56 錢					10月 12月 2月 7月 8月 10月 1月 6月 8月 10月 1月 6月 8月 10月 1月	1,200 円 1,200 円 1,200 円 1,200 円	9.7/100 9.7/100 9.7/100 9.7/100	S24.9.15 シャウプ使節団 日本税制報告書 発表(シャウプ勧告)
25	25. 8. 1	25. 6. 10	所得税額	600 円	18/100						勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6. 10	"	500 円	18/100						給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4. 30	"	500 円	18/100						
28	28. 4. 1	28. 4. 30	"	500 円	18/100						
29	29. 1. 1	29. 3. 31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月 10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30. 1. 1	30. 3. 31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月 10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3. 31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月 10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3. 31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月 10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3. 31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月 10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3. 31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月 10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3. 31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月 10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3. 31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月 10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

## 市民税の税歴(2/19)

	昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限	37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所 得 控 除	扶養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左	同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超える30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)		同 左	同 左		同 左	
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左		同 左	
市 民 税	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)	同 左	同 左	同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円	同 左	同 左	同 左		同 左	
府 民 税	均等割	400円	同 左	同 左	同 左		同 左	
	所得割	10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 250万円 " 7% 400万円 " 8% 600万円 " 9% 1,000万円 " 10% 2,000万円 " 11% 3,000万円 " 12% 5,000万円 " 13%	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
税 額 控 除	均等割	100円	同 左	同 左	同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が5万円を超える扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左	同 左		同 左	
税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左	同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6% 課税所得金額が1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘要		青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	同 左	同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		

## 市民税の税歴(3/19)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度	
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養	配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える
特	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超える30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は 22,500円)		同 左		障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ 60,000円
控	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超える35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額(限度額は、25,000円)
除	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		社会保険料	1年間の支払い金額の全額
	医療費	総所得金額の5%を超える金額(限度額は 150,000円)		同 左		雑損	総所得金額の10%を超える金額
	基礎控除	100,000円		同 左		医療費	総所得金額の 5%を超える金額(限度額は、150,000円)
						基礎控除	110,000円
市	均等割	400円		同 左		均等割	400円
民	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円〃 4% 70万円〃 5% 100万円〃 6% 150万円〃 7% 250万円〃 8% 400万円〃 9% 600万円〃 10% 1,000万円〃 11% 2,000万円〃 12% 3,000万円〃 13% 5,000万円〃 14%		同 左		所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円〃 4% 70万円〃 5% 100万円〃 6% 150万円〃 7% 250万円〃 8% 400万円〃 9% 600万円〃 10% 1,000万円〃 11% 2,000万円〃 12% 3,000万円〃 13% 5,000万円〃 14%
府	均等割	100円		同 左		均等割	100円
民	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% ※特別控除の廃止		同 左		所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%
税	障害者等	納税者が障害者であるか又はその扶養親族中に障害者がいるとき障害者1人について、又納税者が老年者か、寡婦か、勤労学生のいずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。
額	配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記の率の 1/2で控除する。		同 左			
控							
除							
	摘要要	○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に対する申告義務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税確定申告とあわせて3月15日となつた。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円			青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円

## 市民税の税歴(4/19)

	昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限	44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える	配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える	配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える	配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える				
所得控除	障害者・老年者 寡婦・勤労学生 普通障害 70,000 円 特別障害 90,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 70,000 円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 80,000 円 特別障害 100,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ80,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 90,000 円 特別障害 110,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ90,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 100,000 円 特別障害 120,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ100,000円				
除	生命保険料 1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超える35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	同 左	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超える35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円	同 左				
	社会保険料 1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左				
	雑損 総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左				
	医療費 総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000 円)	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000 円)	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額 (限度 100万円)	同 左				
	基礎控除 120,000 円	130,000 円	140,000 円	150,000 円				
市民税	均等割 400 円	同 左	同 左	同 左				
	所得割 15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円〃 4 % 70 万円〃 5 % 100 万円〃 6 % 150 万円〃 7 % 250 万円〃 8 % 400 万円〃 9 % 600 万円〃 10 % 1,000 万円〃 11 % 2,000 万円〃 12 % 3,000 万円〃 13 % 5,000 万円〃 14 %	同 左	同 左	同 左				
府民税	均等割 100 円	同 左	同 左	同 左				
	所得割 150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %	同 左	同 左	同 左				
税額控除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。	同 左	同 左	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%				
摘要	白色専従者控除 150,000円	S45.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7 % 府 1.3 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 150,000円	同 左	同 左 白色専従者控除 165,000円				

## 市民税の税歴(5/19)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度		
賦課期日・申告期限		48.1.1.	48.3.15.	49.1.1.	49.3.15.	50.1.1.	50.3.15.	51.1.1.	51.3.15.	
所 得	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える	配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える	配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える					同 左	
控 除	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納稅者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納稅者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ120,000円	納稅者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納稅者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ130,000円	納稅者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納稅者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ160,000円				同 左		
社会保険料	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超える35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円	同 左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超える40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超える70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円				同 左		
医療費	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左				同 左		
基礎控除	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左				同 左		
均等割	基礎控除	160,000円	180,000円	190,000円				同 左		
市 民 税	所得割	400円	同 左	同 左				1,200円		
府 民 税	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円〃 4% 80万円〃 5% 110万円〃 6% 150万円〃 7% 250万円〃 8% 400万円〃 9% 600万円〃 10% 1,000万円〃 11% 2,000万円〃 12% 3,000万円〃 13% 5,000万円〃 14%	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円〃 4% 70万円〃 5% 100万円〃 6% 150万円〃 7% 250万円〃 8% 400万円〃 9% 600万円〃 10% 1,000万円〃 11% 2,000万円〃 12% 3,000万円〃 13% 5,000万円〃 14%	同 左	同 左			同 左		
税 額 控 除	均等割	100円	同 左	同 左				300円		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同 左	同 左				同 左		
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する	同 左	同 左			同 左		
摘 要	S47.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円	同 左	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短 期 市 8% 府 4%					同 左		

## 市民税の税歴(6/19)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 扶養控除 老人扶養控除 同居老親等扶養控除	220,000円 220,000円 230,000円 260,000円
障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		
生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超えて40,000円以下は支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超えて70,000円以下は支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左		
社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左		同 左		同 左		同 左	
雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左		同 左		同 左		同 左	
医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円)超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左		
基礎控除	200,000円	同 左		210,000円		220,000円			
市民税	均等割 所得割	1,200円	同 左		同 左		1,500円		
府民税	均等割 所得割	300円 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同 左		同 左		500円		
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する	同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		
摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%)  その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		长期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税)  短期 市 8% 府 4%		

## 市民税の税歴(7/19)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度		
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.	
所 得	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		
控 除	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超える40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超える70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円) 超過額(限度 200万円)	同 左		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000円	同 左		同 左		同 左		260,000円	
市 民 税	均等割	1,500円	同 左		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円〃 4% 70万円〃 5% 100万円〃 6% 130万円〃 7% 230万円〃 8% 370万円〃 9% 570万円〃 10% 950万円〃 11% 1,900万円〃 12% 2,900万円〃 13% 4,900万円〃 14%	同 左		同 左		同 左		同 左	
府 民 税	均等割	500円	同 左		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同 左		同 左		同 左		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する	同 左		同 左		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%	同 左		长期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		同 左

## 市民税の税歴(8/19)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		同 左		同 左	
市 民 税	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)	同 左		同 左		
	基礎控除	260,000円	同 左		同 左		
府 民 税	均等割	2,000円	同 左		同 左		
	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円〃 4% 70万円〃 5% 95万円〃 6% 120万円〃 7% 220万円〃 8% 370万円〃 9% 570万円〃 10% 950万円〃 11% 1,900万円〃 12% 2,900万円〃 13% 4,900万円〃 14%	同 左		同 左		
	均等割	700円	同 左		同 左		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同 左		同 左		
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する	同 左		同 左		
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%	长期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%				

## 市民税の税歴(9/19)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63.1.1.	63.3.15.	63.1.1.	元.3.15.	2.1.1.	2.3.15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし 140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象				○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし 300,000-(A-350,000)×30/35 } 合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納稅者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納稅者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納稅者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 200万円)	同 左		同 左		
	基礎控除	280,000円	同 左		300,000円		
	均等割	2,000円	同 左		同 左		
市 民 税	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円〃 7% 260万円〃 8% 460万円〃 10% 950万円〃 11% 1,900万円〃 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円〃 11%		同 左	
	均等割	700円	同 左		同 左		
府 民 税	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円〃 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。	同 左		同 左		
税 額 控 除	摘要要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S63.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいざれか多い方	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいざれか多い方 □特定支出控除の創設	长期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいざれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)	长期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいざれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)		

## 市民税の税歴(10/19)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人・特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除		310,000円 360,000円 430,000円 520,000円		同 左		同 左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 310,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 - (A - 50,000)		○配偶者控除なし 400,000 円未満 310,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 - (A - 50,000)		同 左		同 左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象							
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000 円)		同 左		同 左		同 左	
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得 金額の25% のいざれか 少ない方の金額 - 100,000 円 (日本赤十字社も対象)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同 左		同 左		同 左	
市 民 税	基礎控除	310,000 円		同 左		同 左		同 左	
	均等割	2,000 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	160 万円以下の金額 3 % 160 万円を超える金額 8 % 550 万円〃 11 %		同 左		同 左		同 左	
府 民 税	均等割	700 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	550 万円以下の金額 2 % 550 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の 0.8 % 課税所得金額が 1,000 万円を超える部分は上記率 の1/2 で控除する。		同 左		同 左		同 左	
摘要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいざれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 %		同 左		同 左		同 左	
		○優良住宅地等の 造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 %		○特定市街化区域 農地等の譲渡 市 5.8 % 府 2.2 %		○その他 市 6 % 府 3 %		□平成6年度限り所得割の 20 %(20 万円限度) を減 税	

# 市民税の税歴(11/19)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除		330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円		同 左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 330,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 330,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000 - (A - 50,000)		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額10,000円)		同 左		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいざれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左		同 左	
市民税	基礎控除	330,000円		同 左		同 左	
	均等割	2,000円		2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円〃 11%		同 左		200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円〃 12%	
府民税	均等割	700円		1,000円		同 左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%		同 左		700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市6% 府3%  短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100 のいざれか多い方 株式等 市4% 府2%  □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税		同 左		同 左	
		○その他 4,000万円以下 市5.5% 府2% 4,000万円超える 市6% 府3%  □平成8年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税		○その他 4,000万円以下 市4% 府2% 4,000万円超える 8,000万円以下 市5.5% 府2% 8,000万円超える 市6% 府3%			

## 市民税の税歴(12/19)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除	330,000円		配偶者・扶養控除	330,000円
	老人配偶者・老人扶養控除	380,000円		老人配偶者・老人扶養控除	380,000円
	特定扶養控除	410,000円		特定扶養控除	430,000円
	同居老親等扶養控除	450,000円		同居老親等扶養控除	450,000円
	同居特別障害者控除	540,000円		同居特別障害者控除	560,000円
所 得	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左	
A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象				
控 除	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
除	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額10,000円)		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいづれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左	
	基礎控除	330,000円		同 左	
市 民 税	均等割	2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円〃 11%		200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円〃 10%	
府 民 税	均等割	1,000円		同 左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%		700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同 左	
	摘要要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 4,000万円以下 市4% 府2% 4,000万円を超える 8,000万円以下 市5.5% 府2% 8,000万円を超える 市6% 府3% ○短期 市8% 府4% ○超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120 / 100 のいづれか多い方 ○株式等 市4% 府2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族1人 8,500円を減税		同 左 ○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	

## 市民税の税歴(13/19)

	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限	H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左	同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同左	同左	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同左	同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同左	同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額10,000円)		同左	同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左	同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	同左	
	雜 損	総所得金額の10%を超える金額		同左	同左	
	医療費	総所得金額の5% (10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左	同左	
	基礎控除	330,000円		同左	同左	
市 民 税	均等割	2,500円		同左	同左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左	同左	
	均等割	1,000円		同左	同左	
府 民 税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左	同左	
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	同左	
税 額 控 除	摘要要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% ○短期 市8% 府4% ○超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市4% 府2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% ○短期 市9% 府3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市4% 府2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	同左	○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

## 市民税の税歴(14/19)

賦課期日・申告期限		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000 - ( A - 50,000 ) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 - ( A - 380,000 ) A 配偶者の合計 所得金額 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同左		○配偶者控除を適用された場合の 上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のはときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000 円		同左		同左	
市 民 税	均等割	2,500 円		3,000 円		同左	
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円超 700 万円以下 8 % 700 万円を超える金額 10 %		同左		同左	
府 民 税	均等割	1,000 円		同左		同左	
	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %		同左		同左	
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000 万円を超える部分は上記率 の 1/2 で控除する。		同左		同左	
	摘要要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % ○短期 市 9 % 府 3 % 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円 ・所得割 35万円×家族数+加算24万円 35万円×家族数+加算36万円	○株式等 市 2 % 府 1 % (上場分) 市 4 % 府 2 % (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		长期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (2000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 3.4 % 府 1.6 % ○短期 市 6 % 府 3 % ○株式等 市 2 % 府 1 % (上場分) 市 3.4 % 府 1.6 % (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		

## 市民税の税歴(15/19)

		平成18年度		平成19年度		
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.	
配偶者及び扶養		配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同 左		
配偶者特別控除		○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同 左		
所得控除	A 配偶者の合計所得金額	障害者 普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 寡婦(夫) 特別障害 300,000円 勤労学生 特別寡婦 300,000円		同 左		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同 左		
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいづれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同 左		
	基礎控除	330,000円		同 左		
	市民税	均等割 3,000円 所得割 200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6 % (一律)		
府民税	均等割	1,000円		同 左		
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4 % (一律)		
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		
	摘要要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0% (上場分) 市3.4% 府1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2% (上場分) 市3.0% 府2.0% (非公開分) □定率控除 廃止  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

## 市民税の税歴(16／19)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度					
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H21. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.				
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同 左		同 左					
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同 左		同 左					
	A 配偶者の合計 所得金額	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同 左		同 左					
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	生命保険料 15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左					
	生命保険料	地震保険料 旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同 左		同 左					
	地震保険料										
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った 金額又は総所得金額の25%のいずれか、 少ない方の金額 - 100,000円		(税額控除に改組)		同 左					
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左					
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左					
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左		同 左					
税 率	基礎控除	330,000円		同 左		同 左					
	市民税均等割	3,000円		同 左		同 左					
	市民税所得割	6%(一律)									
	府民税均等割	1,000円									
	府民税所得割	4%(一律)									
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。		同 左		同 左					
	住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額		同 左		所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又 は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5 を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは 9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額					
	寄附金税額控除	地方公共団体(ふるさと納稅) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて 全額を税額控除 大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)									
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる 平成19年度市・府民税の減額措置 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 •均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*加算21万円 •所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用										
			同 左		同 左						

## 市民税の税歴(17／19)

賦課期日・申告期限		平成23年度		平成24年度	
		H23. 1. 1.	H23. 3. 15.	H24. 1. 1.	H24. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は1,000万円以下が対象			同左
	A… 配偶者の合計所得金額				
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居特別障害 530,000円 特別寡婦 300,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)			同左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)			同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)			同左
	基礎控除	330,000円			同左
税 率	市民税均等割	3,000円			
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			同左
	府民税所得割	4%(一律)			
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左
	住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円) のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額			同左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同左
				○ 0歳～15歳の扶養控除の廃止	

## 市民税の税歴(18／19)

		平成25年度		平成26年度			
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1.	H25. 3. 15.	H26. 1. 1.	H26. 3. 17.		
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同 左			
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象 450,000円以上 750,000円未満 380,000円～(A-380,000円) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同 左			
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下は全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円		○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下は全額 12,000円超32,000円以下 1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円			
	どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同 左				
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2+2,500円 15,000円超 10,000円		同 左			
	地震保険料	50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円		同 左			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左			
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左			
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同 左			
税 率	基礎控除	330,000円		同 左			
	市民税均等割	3,000円		3,500円			
	市民税所得割	6%(一律)		同 左			
	府民税均等割	1,000円		1,500円			
	府民税所得割	4%(一律)		同 左			
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左			
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいざれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同 左			
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納稅) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同 左			
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)		同 左				
	○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≥合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≥総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同 左				

## 市民税の税歴(19／19)

		平成27年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1.	H27. 3. 16.
所 得 控 除 税 率 税 額 控 除 摘 要	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A…配偶者の合計所得金額 1,000 万円以下の納税者が対象 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円	
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 同居加算 230,000 円 特別寡婦 300,000 円	
	生命保険料	○平成23年12月31以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 ○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	
	地震保険料	どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。 旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000 円)	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円)	
	基礎控除	330,000 円	
税 率	市民税均等割	3,500 円	
	市民税所得割	6%(一律)	
	府民税均等割	1,500 円	
	府民税所得割	4%(一律)	
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% (府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% (府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% (府民税0.3%) 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控除)	次のいざれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいざれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)」のいざれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*) 加算21万円≥合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*) 加算32万円≥総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

## 諸税の税歴(1／9)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 人 市 民 税	法人税割	9. 7／100	同 左	同 左	同 左	10. 1／100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1, 200円	1, 800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11／100	12／100	13. 4／100	15／100	同 左	
固定資産税	1. 4／100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10／100	9／100	8／100	7／100	同 左	
都市計画税	0. 2／100	同 左	同 左	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(2/9)

		昭和41年度	昭和42~43年度	昭和44~47年度	昭和48年度	昭和49年度
法 人  市 民  税	法人税割  法人均等割	10.1／100 (6月1日以降 10.4／100) (12月1日以降 10.7／100)	10.7／100	同 左	9.1／100	14.5／100 (5月1日以降に終了する事業年度から適用)
		1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税		18.1／100	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税		1.4／100	同 左	1.4／100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4／100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税		7／100	同 左	同 左	6／100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6／100 ガス税 5／100 (10月1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税		——	——	——	保有分 1.4／100 取得分 3／100	同 左
都市計画税		0.2／100	同 左	同 左	同 左	同 左

## 諸税の税歴(3/9)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左	同 左
法人 市 民 税	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円 法人均等割	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円  軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円  2輪の小型自動車 2,500円  小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他の 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円  軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円  2輪の小型自動車 3,300円  小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他の 3,900円		同 左	同 左
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

## 諸税の税歴(4/9)

		昭和54~55年度	昭和56~57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	
法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)		同 左	同 左	同 左	
法人 人 市 民 税	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円		○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円		同 左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3 輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 自家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円		同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3 輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税		18. 1/100	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1000本につき 350 円	
固定資産税		1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税		5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
ガス税		2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税		保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税		0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(5/9)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人税割	14.7/100		同左	同左	同左
法 人 市 民 税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円		同左	同左	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円  軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円		同左	同左	同左
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3 / 100 従量割 1,000 本につき 350 円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000 本につき 640 円	1,000 本につき •旧三級品以外 1,997 円 •旧三級品 948 円	同左	同左	同左
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 債却資産 100万円	同左	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 債却資産 150万円	同左	同左
電気税	5 / 100	廃止	—	—	—
ガス税	2 / 100	廃止	—	—	—
特別土地保有税	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同左	同左	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100 遊休土地分 1.4 / 100	同左
都市計画税	0.3 / 100	同左	同左	同左	同左

## 諸税の税歴(6／9)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税割	14.7／100	同 左	同 左	同 左	同 左
法 人 市 民 税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ税	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948 円	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3 / 100	同 左	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(7／9)

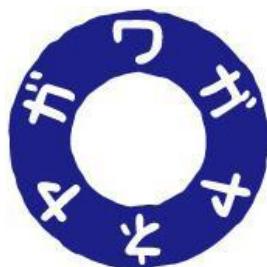
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税割	14. 7／100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
法人 人 市 民 税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円  軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円  2輪の小型自動車 4,000 円  小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
入湯税	——	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	同 左

## 諸税の税歴(8／9)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
法人税割	14. 7／100	同 左	同 左	12. 1／100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)		
法 人 市 民 税	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円  軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円  2輪の小型自動車 4,000 円  小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左		
市たばこ税	1,000 本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円	同 左	1,000 本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円	同 左		
固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左		
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左		
都市計画税	0. 3／100	同 左	同 左	同 左		
入 湯 税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	同 左		

## 諸税の税歴(9/9)

平成27年度																																				
法人税割	12. 1／100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)																																			
法 人 市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円</li> <li>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円</li> <li>○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円</li> <li>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円</li> <li>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円</li> <li>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円</li> <li>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円</li> <li>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円</li> <li>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円</li> <li>○その他 60,000円</li> </ul>																																			
軽自動車税	<p>原動機付自転車</p> <table> <tbody> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000 円</td></tr> <tr><td>90 "</td><td>1,200 円</td></tr> <tr><td>125 "</td><td>1,600 円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500 円</td></tr> </tbody> </table> <p>軽自動車</p> <table> <tbody> <tr><td>2輪のもの</td><td>2,400 円</td></tr> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,100 円</td></tr> <tr><td>4輪の営業用貨物</td><td>3,000 円</td></tr> <tr><td>" 自家用貨物</td><td>4,000 円</td></tr> <tr><td>" 営業用乗用</td><td>5,500 円</td></tr> <tr><td>" 自家用乗用</td><td>7,200 円</td></tr> </tbody> </table> <p>平成27年4月1日以降に最初の新規検査 を受ける三輪以上の軽自動車</p> <table> <tbody> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,900 円</td></tr> <tr><td>4輪の営業用貨物</td><td>3,800 円</td></tr> <tr><td>" 自家用貨物</td><td>5,000 円</td></tr> <tr><td>" 営業用乗用</td><td>6,900 円</td></tr> <tr><td>" 自家用乗用</td><td>10,800 円</td></tr> </tbody> </table> <p>2輪の小型自動車 4,000 円</p> <p>小型特殊自動車</p> <table> <tbody> <tr><td>農業作業用</td><td>1,600 円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,700 円</td></tr> </tbody> </table>	50cc以下	1,000 円	90 "	1,200 円	125 "	1,600 円	ミニカー	2,500 円	2輪のもの	2,400 円	3輪のもの	3,100 円	4輪の営業用貨物	3,000 円	" 自家用貨物	4,000 円	" 営業用乗用	5,500 円	" 自家用乗用	7,200 円	3輪のもの	3,900 円	4輪の営業用貨物	3,800 円	" 自家用貨物	5,000 円	" 営業用乗用	6,900 円	" 自家用乗用	10,800 円	農業作業用	1,600 円	その他	4,700 円	
50cc以下	1,000 円																																			
90 "	1,200 円																																			
125 "	1,600 円																																			
ミニカー	2,500 円																																			
2輪のもの	2,400 円																																			
3輪のもの	3,100 円																																			
4輪の営業用貨物	3,000 円																																			
" 自家用貨物	4,000 円																																			
" 営業用乗用	5,500 円																																			
" 自家用乗用	7,200 円																																			
3輪のもの	3,900 円																																			
4輪の営業用貨物	3,800 円																																			
" 自家用貨物	5,000 円																																			
" 営業用乗用	6,900 円																																			
" 自家用乗用	10,800 円																																			
農業作業用	1,600 円																																			
その他	4,700 円																																			
市たばこ税	1,000 本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円																																			
固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																			
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																			
都市計画税	0. 3 / 100																																			
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																			



## 市 税 概 要 (平成27年度版)

平成28年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市財務部税務室

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)824-1181(代)内線2222

寝屋川市ホームページ <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

